

. 2 . 11 . 社会保険審議会
答 申 書

(56 . 4 . 25 .)

昭和56年3月10日厚生省発保第25号をもって諮問のあつた件については、別紙のとおり答申する。
政府は、この意見を十分尊重し法案の作成に当たられ

たい。

(別紙)

1. 現行の老人保健医療対策については、しばしば指摘されているとおり制度的に医療費保障への偏重、保健サービスの一貫性の欠如、各医療保険制度間における老人医療費の負担の不均衡といった大きな問題を内包している。
現行の老人保健医療対策に内在するこうした問題については、本格的な高齢化社会の到来を控えて、その基本的な見直しを行っていくことが強く要請され、この問題に関する国民の関心は極めて高いものがある。
2. 今回の諮問は、老人保健制度を創設し、壮年期からの疾病の予防と健康管理を推進することにより、健康な老人づくりを目指しているもので評価に値する。
3. 診療報酬体系の合理化、医療費の無駄の排除、保険外負担の解消など当審議会がかねて指摘してきた現行医療保険制度の問題点については、着実に改善が図られなければならない。同時に、本制度に対する各制度の費用の拠出の公平を期するためには、保険料の負担方法などの面における医療保険制度間のアンバランスの是正も必要である。
4. 医療担当者たる公益委員は、70歳で生命の尊厳を区別した本制度には反対であるという意見であった。

(諮問項目について)

1. 医療の対象者について
対象年齢について70歳以上とすることは、現下の厳しい社会経済情勢からみて、やむを得ないものと考ええる。しかし、被保険者を代表する委員は、社会通念からみて65歳以上とすべきであるという意見であった。
2. 医療に要する費用の負担
今回示された国、地方公共団体、保険者が共同して財源を拠出するという費用負担の方法については、現行制度の費用負担の不均衡を是正する有効な方法であることは理解できる。
その是正に当たっては、各制度における加入者数と老人医療費の実績を踏まえたものとするのが望ましく、具体的な費用の按分方法については、慎重な検討を行うべきである。
この点に関して、事業主を代表する委員から、保険者の拠出金は加入者数ではなく被保険者数で按分すべきであり、国民健康保険の被保険者の所得の把握については、別途検討すべきであるという意見があった。
公費負担についても適正な水準を確保し、特に、国

の負担については、少くとも現行の実質的な水準を維持すべきである。

(その他の事項について)

1. 診療報酬支払方法について
老人保健制度における診療報酬支払方式については、医療費の適正化を図り、老人の特性に見合った診療報酬体系とするため、現行の出来高払制度を見直すべきである。
2. 患者の一部負担について
患者の一部負担の導入については、現行制度における老人の受療の状況、新制度における費用負担のあり方等からみて、やむを得ないものとする意見の外、導入そのものに反対という意見もあった。
ただし、導入するとしても初診に限るべきであるという意見もあるので、その方法、金額については、なお検討を要する。
また、法案要綱において患者の一部負担を政令で定めるとしているのは妥当でなく、事柄の重要性からみて法定すべきものである。
3. 医療以外の保健事業について
この制度の眼目の一つである予防から治療、リハビリテーションに至るまでの一貫したサービスの供給は、治療偏重の現行制度を改めようとするものであり、そのねらいについては評価できる。
しかしながら、その効果的実施については、政府をはじめ関係者の努力にまつべきところが多い。本制度の目的を達成するためには、老人の健康維持にふさわしい保健事業のシステム化を図る必要があり、市町村において行われる保健事業の充実、円滑な運営のため、国が財政的裏付けに十分意を注ぐべきである。
さらに、保健婦等要員の養成、施設の整備等保健医療体制について一層拡充するとともに、特別養護老人ホーム、在宅ケア等関連福祉サービスとの連携を深めるほか、デイ・ケア、ナーシングホーム等いわゆる中間施設についても計画的に充実すべきである。
また、各保険者が行う保健施設活動においても、全体として本制度における保健事業を下回らないレベルで行われる必要があり、国は、そのための行政指導をすべきである。
4. 老人保健審議会について
診療報酬のあり方等この制度の運営に関する重要事項を審議する老人保健審議会の任務は、極めて重要である。

したがって、費用拠出者である被保険者と事業主、保健事業従事者など関係者の意見を十分反映できる構成とすべきである。これらの点については、法律上明確にすべきである。

5. その他

老人保健推進協議会については、すべての市町村に設置するよう指導すべきである。

また、老人保健審議会の運営に当たっては、当審議会と関係の深い事項について、密接な連携をとった運営がなされるよう配慮されたい。

以上のほか、この制度の名称は、「高齢者保健医療制度」とするのが妥当であるという意見があった。

最後に、今回の諮問に当たって、本案は全く新しい試みであるという事柄の性格上やむを得ないところがあるにしても、その内容及び審議に際しての当局側の説明には具体性に欠けるところがあり、このため、制度内容の理解は必ずしも容易でなかったことを指摘するとともに、今後、制度の実施に向けて国民の十分な理解が得られるよう当局側の努力を促したい。